

全国高等専門学校デザインコンペティション実施規程

制 定 平成24年6月15日
一部改正 平成28年3月22日
一部改正 平成30年3月23日
一部改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、全国高等専門学校デザインコンペティション（以下「デザコン」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(デザコンの目的)

第2条 デザコンは、全国の高等専門学校における学生の相互研鑽と相互理解を通し、エンジニアリングデザイン能力やソーシャルデザイン能力の涵養と課題解決型の人材の育成を目指すとともに、学生の実践力と創造性を発揮し、地域の課題解決や発展に寄与することを目的とする。

(実行委員会)

第3条 デザコンを実施するため、一般社団法人全国高等専門学校連合会（以下「連合会」という）内に、全国高等専門学校デザインコンペティション実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

- 2 実行委員会は、デザコンに関する次の事項を審議し、決定する。
 - 一 開催日時に関すること。
 - 二 企画、運営、広報及び連絡調整に関すること。
 - 三 財務に関すること。
 - 四 デザコン実施後の検証に関すること。
 - 五 その他、デザコンの実施に関し、重要な事項に関すること。
- 3 実行委員会に実行委員長を置き、主管校の校長をもって充てる。
- 4 実行委員長は、実行委員会を構成する専門部会及び開催地委員会委員を招集し、その議長となる。
- 5 実行委員会に関する事務は、主管校事務部が担当する。
- 6 実行委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(専門部会)

第4条 実行委員会の下に専門部会を置く。

- 2 専門部会は、デザコンに関する次の事項を担当する。
 - 一 中・長期ビジョンの策定
 - 二 協賛企業の獲得及びその仕組みの立案
 - 三 開催校への助言・提言
- 3 その他専門部会に必要な事項は別に定める。

(開催地委員会)

第5条 実行委員会の下に開催地委員会を置く。

- 2 開催地委員会は、当該年度のデザコンに関する業務を担当する。
- 3 その他開催地委員会に必要な事項は別に定める。

(開催)

第6条 デザコンは年1回開催するものとする。

- 2 デザコンは、複数の部門により構成する。
- 3 部門については、別に定め、年度初めを目途にデザコンホームページに公表する。

(参加対象者)

第7条 デザコンの各部門の参加者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 全国の国公立高等専門学校の本専科又は専攻科に在籍する者。
- 二 海外の高等専門学校(高等専門学校に類する教育機関で実行委員会が認めたものを含む。)の本専科又は専攻科に在籍する者。
- 三 全国の国公立高等専門学校及び独立行政法人国立高等専門学校機構の国際交流協定校(協定校に準ずる交流実績があり実行委員会が認めたものを含む。)の本専科又は専攻科在籍に相当する者。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会に委任する。

附 則 (平成24年6月15日制定)

この規程は、平成24年4月1日から実施する。

附 則 (平成28年3月22日一部改正)

この規程は、平成28年3月22日から実施する。

附 則 (平成30年3月23日一部改正)

この規程は、平成30年4月1日から実施する。

附 則 (令和5年4月1日一部改正)

この規程は、令和5年4月1日から実施する。

別表

担当地区	所属校
北海道	函館、苫小牧、釧路、旭川
東北	八戸、一関、仙台（名取、広瀬）、秋田、鶴岡、福島
関東信越	茨城、小山、群馬、木更津、東京、長岡、長野、都立産業技術(荒川、品川)、サレジオ
東海北陸	富山（本郷、射水）、石川、福井、岐阜、沼津、豊田、鈴鹿、鳥羽商船、国際
近畿	舞鶴、明石、奈良、和歌山、大阪公立大学、神戸市立、近畿大学
中国	米子、松江、津山、広島商船、呉、徳山、宇部、大島商船
四国	阿南、香川（高松、詫間）、新居浜、弓削商船、高知、神山まると
九州沖縄	久留米、有明、北九州、佐世保、熊本（八代、熊本）、大分、都城、鹿児島、沖縄

() 内はキャンパス名